

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和 7 年 2 月 2 5 日

【開催日】 令和7年2月25日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時53分～午後1時28分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

経済部長	桶谷一博	経済部次長兼商工労働課長	田尾忠久
商工労働課主幹兼商工労働係長事務取扱い	中村扶実子	商工労働課課長補佐	中村宏
商工労働課企業立地推進室主任	久保弘明	農林水産課長	臼井謙治
農林水産課技監	熊川整	農林水産課主査兼耕地係長	本多享平
農林水産課農林係長	稲葉徹	農林水産課水産係長	山口大造
農林水産課耕地係主任	神田陽子	農林水産課耕地係主任	河内和雅
建設部長	井上岳宏	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	大和毅司	土木課課長補佐兼管理係長	壹岐雅紀
土木課道路整備係長	三塩泰史	土木課河川港湾係長	中村友哉
都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎	都市計画課管理緑地係長	村上陽子
都市計画課計画係長	佐久間庸次	下水道課管理係長	岡村厚志
建築住宅課長	島津克則	建築住宅課主幹	石橋啓介
建築住宅課主査兼建築係長	山本雅之	建築住宅課主査	石田佳之
農業委員会事務局長	伊與木登	農業委員会事務局次長	藤上尚美

【事務局出席者】

局長	石 田 隆	議事係書記	末 岡 直 樹
----	-------	-------	---------

【審査内容】

- 1 議案第1号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について

午前10時53分 開会

藤岡修美分科会長 それでは、ただいまより一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。審査内容につきましては、お手元に示してあるとおりです。それでは議案第1号令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について、審査番号1の経済部商工労働課所管部分について執行部の説明を求めます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 それでは、商工労働課分について御説明いたします。このたびの補正は、基金積立金及び駅舎バリアフリー化整備事業の増額のほか、労働会館整備事業、創業支援事業、工業用水道事業会計繰出金について、決算を見込み調整を行うものです。補正予算書25、26ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費、24節積立金のうち、労働施設積立基金積立金2万7,000円、新幹線厚狭駅整備基金2万2,000円、新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金積立金1万4,000円は、利率の上昇に伴い各基金の利息が増額となったため、増額分を計上するものです。これの財源として、基金運用収入を同額計上しております。次に、補正予算書35、36ページを御覧ください。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、14節工事請負費56万9,000円は、労働会館の高圧ケーブル更新工事及び外灯更新工事が完了したことから、不用額を減額するものです。同じく、17節備品購入費、機械器具費191万3,000円は、労働会館大ホールの照明の更新が完了したことから、落札減について減額す

るものです。高圧ケーブル更新工事については財源として労働施設積立基金繰入金を充当しておりますので、これを13万3,000円減額しております。また、外灯更新工事と大ホール照明更新については市債を充当しておりますので、併せて210万円を減額しております。次に、予算書39、40ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、18節負担金、補助及び交付金、工業用水道事業負担金4万円は、児童手当に係る繰出金について、今年度10月より高校生も支給の対象となったことから、これに係る金額を増額するものです。同じく18節、交通施設バリアフリー化整備事業補助金を766万6,000円計上しております。厚狭駅のバリアフリー化工事については、令和2年度から年次的に実施しており、今年度は1番線、2・3番線のエレベーターの設置等を行っています。この工事費が、物価高騰の影響により、2,300万円増額となったことから、JR西日本に対する補助金として国庫補助金と同額の766万6,000円を増額するものです。2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金、創業応援事業補助金は、市の創業支援を受けて創業した方に対し、3年間にわたり各10万円ずつ補助金を交付するものです。当初の想定よりも対象者が5名増加したため、50万円増額するものです。この財源としては、ふるさと支援基金繰入金を充当しておりますので、歳入についても同額増額しております。次に、繰越明許費補正について説明します。補正予算書の7ページ、第2表を御覧ください。7款商工費、1項商工費、駅舎バリアフリー化整備事業については、エレベーター設置工事の施工中に、地中障害物の撤去の必要が生じ、これに時間を要したことにより、年度内の完了が困難となったため、4,223万4,000円を令和7年度に繰り越すものです。なお、工事の完了は令和7年10月頃を予定しており、これにより厚狭駅バリアフリー化整備事業が完了となります。最後に、債務負担行為補正について説明します。補正予算書の第3表、8ページを御覧ください。小野田・楠企業団地インフラ等整備事業について、令和6年度から令和7年度まで、限度額900万円としております。これは、小野田・楠企業団地への企業進出に伴い水道加圧装置を設置するも

のです。企業の操業開始までに設置を完了する必要があることから、工事期間を確保するため、債務負担行為の設定を行い、3月中に入札の準備に着手したいと考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑に入りたいと思いますが、今、開いておられると思うので、まずは繰越明許費の7ページから行きます。さっき説明があった駅舎バリアフリー化整備事業。

矢田松夫委員 この工事の地中障害物はいつ頃分かったんですかね。

中村商工労働課課長補佐 この地中障害物につきましては、今年度、当初にエレベーターの設置工事を開始した際に、地中で想定外のコンクリートの確認がされ、その除去に想定外の時間を要したとJRから聞いております。

藤岡修美分科会長 そのコンクリートの障害物の物自体は具体的に何か分からないですか。

中村商工労働課課長補佐 コンクリートという以上はJRから確認できておりません。

藤岡修美分科会長 ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）8ページの債務負担行為補正の小野田・楠企業団地インフラ等整備事業はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは補正予算書25ページ、財産管理費の積立金はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）35、36ページ、5款労働費、1項労働諸費はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）39ページ。7款商工費、1項商工費の1目商工総務費と商工振興費の説明がありました。JRはいいですか。

恒松恵子副分科会長 商工振興費の中で増えたとのことでしたが、これの予算に関しては、予算に達したら終わりではなく、創業が増えた場合、今後補正で対応すると考えてよろしいんですか。

中村商工労働課主幹兼商工労働係長事務取扱い 副会長がおっしゃったように、創業者が増えてきておりまして、こちらとしても創業者数が増えることを見込み、前年度よりは多めに見込んでおるところですけれども、それをさらに上回る対象者数になったということでございます。今後も増加が見込まれますので、増加して足りない部分は補正予算で対応できればと考えております。

中島好人委員 同じく創業応援事業補助金で、この増額が5名増えたという説明です。合計何人で、その事業そのものの総額はというふうになるのでしょうか。

中村商工労働課主幹兼商工労働係長事務取扱い 市の創業支援事業がございまして、商工会議所とか金融機関のほうで、ある程度、集中的に支援をさせていただいた方が対象になるんですけれども、その方が創業された後に、1年たったら10万円、それが、3年間分支給されるというもので、今年度、創業された方ということでもなく、3年間は対象になるというものでございます。元々23名分の予算を計上させていただいておりましたけれども、28名が見込まれるということで、今回、その差額の50万円を補正させていただくということでございます。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。ここで職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前 11 時 3 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。議案第 1 号令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 8 回）について、審査番号 1 の農林水産課所管部分について執行部の説明を求めます。

臼井農林水産課長 農林水産課分について、歳出予算から御説明いたします。補正予算書 37、38 ページをお開きください。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節負担金、補助及び交付金を 576 万 2,000 円減額しようとするものです。減額の内容といたしましては、節の説明にありますとおり、五つの補助制度のそれぞれの実績、あるいは実績を見込んだ額の増減の合計額であります。まず、農地集積協力補助金につきましては、石井手・旭町地域において、やまぐち農林振興公社による農地中間管理事業を活用し、認定農業者へ 12 ヘクタール余りの農地が集約された結果、増額となったものです。次に、農業次世代人材投資資金につきましては、当初、対象者が 1 名おられ、令和 6 年度交付予定であった資金を、令和 5 年度に前倒し交付を受けられたことにより、当該年度に不用額が生じたものです。新規就農者支援事業補助金につきましては、認定新規就農者の機械・施設整備に係る経費及び家賃を補助する単市事業で、家賃補助については計画どおり、機械・施設整備については申請に至らなかったことから、残額を減額するものです。6 次産業化・農商工連携応援事業補助金につきましては、申請が 1 件にとどまり、農商工連携応援協議会補助金につきましては、申請がなく、それぞれの残額を減額するものです。これら五つの補助事業のうち、二つについては県支出金、二つについてはまちづくり魅力基金が特定財源として充てられていたことから、補正額の財源内訳欄のとおり、併せて財源構成を変更しています。続きまして、4 目農地総務費、18 節負担

金、補助及び交付金 829万3,000円の減額補正についてです。多面的機能支払制度補助金につきましては、申請額に対し県からの内示額が大きく内示割れしたこと、また、農地転用や耕作農地の見直しにより対象農地が減少したことにより、結果、補助金支払額が減額となったものです。なお、農地転用及び耕作農地の見直しにより減額となった補助につきましては返還となることから、22節償還金、利子及び割引料 9,000円を計上、また、経費の4分の3に県支出金が当てられていることから、併せて財源構成を変更しております。続きまして、5目土地改良事業費、12節委託料の減額補正についてです。従来、防災重点ため池等廃止事業を実施しており、今年度は、角石ため池の調査設計と調査設計前の支障木の伐採、草刈りを予定しておりましたが、県からの配当がなかったため、事業実施が叶わず、当該予算の全額を減額するものです。次に、県事業負担金 84万2,000円の増額につきましては、基幹水利施設ストックマネジメント事業、沖開作排水機場のポンプ改修工事に係る工事変更に伴う負担金の増額、県営農業競争力強化基盤整備事業王喜東地区に係る当初予算の内示割れによる減額及び国の補正予算に対応した負担金の増額、同じく郡・川東地区に係る当初予算の内示割れに係る減額及び国の補正予算に対応した負担金の増額、県営防災減災事業・河川応急事業石井手頭首工改修事業に係る工事変更に伴う負担金の増額及び国の補正予算に対応した負担金の増額、危険ため池改修事業沖部下ため池については、知事特認が適用されたことに伴って負担金が減額となりました。以上、五つの県営負担金事業で生じた増減を合計した 84万2,000円を計上しています。また、経費に県支出金と地元分担金が当てられていたことから、併せて財源構成を変更しております。続きまして、2項林業費、2目林業振興費、12節委託料及び14節工事請負費の減額について申し上げます。令和5年7月の豪雨により崩落した民有林地に対し、県が市に補助し市が実施する小規模治山事業をくし山で行いました。事業を実施した結果、落札減などにより委託料を 13万8,000円、工事請負費を 72万7,000円減額するものです。なお、こちらの事業も経費に県支出金及び分担金が充てられていること

から、財源内訳欄のとおり、併せて財源の構成を変更しております。補正予算書25、26ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費、24節積立金のうち、津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金積立金4万1,000円及び森林環境整備基金積立金4,000円は、利率の変更に伴って生じた利子を積み立てるものです。続いて、7ページ、第2表繰越明許費補正について御説明いたします。6款農林水産業費、1項農業費、県営防災減災事業・河川応急事業債168万円、及び県営農業競争力強化基盤整備事業1,287万円につきましては、先ほど申し上げました県事業において、国の補正予算に対応した負担金の増額補正分、そのままの額を繰り越すものです。3項水産業費、刈屋漁港海岸保全施設整備事業1億1,000万円につきましては、主ポンプ駆動設備の更新工事を実施しておりますが、メーカー製エンジンの主要部品が特殊鍛造品で受注生産品となっており、国内外の需要増加に伴って製鉄所の負荷が高まり、その製造納期に不測の長期化が生じたため、やむを得ず繰り越すものです。次に9ページ、第4表地方債補正について御説明いたします。追加、農業用施設災害復旧事業債100万円のうち、令和5年に罹災した災害のうち、施越分として措置された事業費に対する地方債が10万円含まれます。残りの90万円は、災害応急に対するもので、総務文教常任委員会の所管となります。また、農業施設整備事業債の限度額の変更につきましては、土地改良事業費の県営負担金事業における補正に伴う財源構成の見直しにより、増えたものです。続いて歳入について御説明いたします。13、14ページをお開きください。13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金及び2節林業費分担金につきましては、歳出の説明の際に申し上げましたとおり、沖部下ため池の改修事業が知事特認事業として適用されたことにより地元負担金が減額となったこと、小規模治山事業が完成したことにより分担金額が確定したことによる減額です。15、16ページを御覧ください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、2節農林水産業災害復旧費国庫負担金につきましては、令和5年に罹災した災害に対する

施越分です。続いて、１７，１８ページを御覧ください。１６款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金、１節農業費県補助金につきましても同様、歳出の際に説明しました理由により、御覧の４事業の県補助額が確定したことに伴い減額するものです。なお、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金につきましては、角石ため池の防災重点ため池等廃止事業に係る補助金名となっております。２節林業費県補助金につきましては、先述したとおり、事業を執行、完成した結果、補助額が確定したことにより減額するものです。続いて、２１、２２ページをお開きください。２１款諸収入、５項雑入、３目雑入、６節農林水産業費雑入１万１，０００円は、多面的機能支払制度において、農地転用及び耕作農地の見直しにより対象農地から外れたため、返還となったものです。２１ページから２４ページまでを御覧いただきたいと思います。２２款市債、１項市債、４目農林水産業債、１節農業債及び２節林業債並びに９目災害復旧債、２節農林水産業施設災害復旧債につきましては、歳出及び第４表に係る説明で申し上げたとおりの内容です。以上、一般会計補正予算（第８回）農林水産課分について御説明申し上げます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長　執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑に移りたいと思いますが、補正予算書の７ページから行きましょう。繰越明許費補正が３件ありましたけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは９ページ地方債補正、農業用施設災害復旧事業債の農業用施設整備事業債の説明がありました。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、歳入１３ページ、分担金はいいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）１５ページ、災害復旧国庫負担金、農業施設災害復旧費はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）１７ページ、県支出金、農林水産業費県補助金はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）２１ページ、市債、農林水産業債はいいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）２３ページ、災害復旧債はいいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳出で３７ページ、農林水産業費はいいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）２項林業

費、2目林業振興費はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上です。
質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。（発言する者あり）ありますか。どうぞ、いいですよ。

矢田松夫委員　せっかく、岡山県に行政視察に行ったので、成果を出さなきゃいけないですね。38ページの新規就農者の関係で、機械については、申請ができなかったのか、それともしなかったのか。あるいは、どういう理由で150万円の減額になったのか。農業の継続ということで一番大事なところですのでもう少し詳しく教えてください。こういうことがあってはいけないことですね。機械は中古でもいいことになっているよね。

稲葉農林水産課農林係長　新規就農者支援事業につきましては、市独自の補助事業になっており、認定新規就農者に認定されてから5年間ほど毎年、機械や施設の購入に係る経費の半額補助ということで事業を行っておりまして、対象者の方に毎年、補助事業が使えるように予算措置をさせていただいております。今年度も、予算措置をしております。対象者の方に「購入予定の機械等ございますか」と確認したところ、今年度はないということで、このたび減額補正で計上させていただくものでございます。

矢田松夫委員　しなかったってということですね。分かりました。

藤岡修美分科会長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を終わります。ここで職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前11時35分　休憩

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。議案第 1 号令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 8 回）について、審査番号 2、建設部所管部分の執行部の説明を求めます。

大和土木課長 それでは、議案第 1 号令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 8 回）について、土木課分の説明をいたします。最初に歳出分を説明し、その後に、歳入分をまとめて御説明させていただきます。まず、歳出について御説明いたします。補正予算書 39、40 ページをお開きください。参考資料として事業箇所図と事業一覧表を別途添付しておりますので、併せて御覧ください。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、18 節負担金、補助及び交付金のうち、県事業負担金についてです。これは、山口県において事業実施していただいている急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止施設の設置及び改修に係る負担金です。今年度の施工場所ですが、参考資料 1-1 の箇所図を御覧ください。1 で示している梶下地区と、2 で示している波瀬の崎地区の 2 か所となります。参考資料 1-2 の事業一覧表を御覧ください。こちらに示すとおり、山口県からそれぞれの今年度事業の決算見込額が示されましたので、負担金の額として、27 万 6,000 円の減額補正をするものです。続きまして、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、18 節負担金、補助及び交付金のうち、県事業負担金についてです。これは、山口県において事業実施していただいている市内にある県道の整備に係る負担金です。この負担金に係る施工場所は、参考資料 1-1 の箇所図で、3 で示している県道埴生停車場線、4 の県道奥万倉山陽線が 2 か所、5 の県道宇部船木線の、3 路線 4 か所であります。参考資料 1-2 の事業一覧表に示すとおり、山口県からそれぞれの今年度事業の決算見込額が示されましたので、負担金の額として、250 万円の減額補正をするものです。続きまして、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、4 目道路新設改良費、12 節から 21 節までを御説明いたします。これら

の予算は、市道における橋梁長寿命化事業と通学路安全対策事業と道路改良事業で国の補助金を活用して実施している道路関連の事業となります。事業箇所については、参考資料２－１と２－２の箇所図で、１から１４までが対象となります。今年度の国の補助金の内示率は、事業全体で、約７３％でありまして、その内示率を基に、それぞれの事業に対して事業費を調整することによる補正となります。１２節委託料は、工事委託料が２，２６４万円の減額、調査設計委託料が１，２８８万円の減額、調査点検委託料が６７０万円の減額、合計で４，２２２万円を減額補正するものです。１４節工事請負費は、９１６万２，０００円を増額補正するものです。１６節公有財産購入費は、用地購入費において、１，８５０万円を減額補正するものです。２１節補償、補填及び賠償金は、賠償金において、４００万円を減額補正するものです。続きまして、８款土木費、３項河川費、１目河川管理費、１２節委託料についてです。補正予算書４１、４２ページにまたがっていますので御確認をお願いします。これは、維持点検委託料に係るもので、土木課が管理している３か所の雨水排水機場に設置されている緊急用の自家用発電機の点検業務です。この点検業務は、昨年度、排水機場の所有者である山口県から、今後の点検は市のほうでお願いしたいとの申出があったことから予算措置をしたところですが、県より、点検の実施については令和７年度に変更してほしい旨の申出がありましたので、今年度の点検業務を見送り、１８２万４，０００円を減額補正するものです。なお、点検業務は、来年度早々、来年度予算において実施することとしております。１４節工事請負費につきましては、河川浚渫事業に係るもので、今年度の事業箇所は、参考資料２－１と２－２の箇所図にあります、１５で示している柳川と１６で示している音丸川の２河川の浚渫を実施し、入札による減額と工事費の精算により、２０７万８，０００円を減額補正するものです。１８節負担金、補助及び交付金の県事業負担金につきましては、山口県において事業実施していただいている海岸事業に係る負担金となります。今年度の施工場所は、参考資料１－１の箇所図で、６で示している焼野海岸のきららビーチ焼野の海水浴場の整備と、７で示している郡

津布田海岸に注いでいる小正寺川の河口部に堆積した土砂の撤去と、8で示している郡津布田海岸の護岸の老朽化対策工事であります。参考資料1－2の事業一覧表に示すとおり、山口県からそれぞれの今年度事業の決算見込額が示されましたので、負担金の額として409万円の減額補正をするものです。続きまして、8款土木費、3項河川費、2目砂防費、18節負担金、補助及び交付金の県事業負担金です。これは、山口県において実施していただいている砂防事業に係る負担金となります。事業箇所は、参考資料1－1の箇所図で、9で示しているJR美祢線湯ノ峠駅の北西で、溪流の砂防設備の整備に係る負担金です。今年度は、測量調査設計業務を実施しております。参考資料1－2に示すとおり、山口県から今年度事業の決算見込み額が示されましたので、負担金の額として100万円の減額補正をするものです。続きまして、8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、10節需要費についてです。これは、光熱水費に係るもので、土木課が管理する市内の雨水排水機場において、電気代と水道代に充てている予算ですが、今年度は、山口県において北竜王排水機場のポンプの分解工事を実施したことで、通常は大雨による運転のときにしか使わない電気が、建屋内で行われた分解作業期間中に照明を使用したことで電気使用量が大幅に増加したため、このたび40万円の増額補正をするものです。18節負担金、補助及び交付金の県事業負担金につきましては、山口県において事業実施していただいている港湾関連事業に係る負担金です。今年度の施工場所は、参考資料1－1の箇所図で、10で示している横土手地区の護岸整備、11で示している北竜王排水機場の機械補修、12で示している小野田港東沖地区の泊地の浚渫であります。参考資料1－3の事業一覧表に示すとおり、山口県からそれぞれの今年度事業の決算見込額が示されましたので、負担金の額として、5,153万円の減額補正をするものです。続きまして、47、48ページをお開きください。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう河川災害復旧費、12節委託料についてです。これは、調査設計委託料に係るもので、令和5年6月29日から7月11日までの梅雨前線豪雨によって被災した公共土木施設の災

害復旧工事が完了し、対策箇所の事業用地の寄附を受けるために用地測量業務を実施、完了し、業務委託費の精算により、３５２万５，０００円を減額補正するものです。歳出については以上です。次に、歳入について御説明いたします。補正予算書１３、１４ページをお開きください。

１３款分担金及び負担金、１項分担金、２目土木費分担金、１節土木管理費分担金についてです。これは、山口県が事業実施した波瀬の崎地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金であり、歳出で説明をさせていただきましたが、山口県から決算見込額が示され、事業費の減額に伴い、２８万９，０００円の減額補正をするものです。２節河川費分担金についてですが、これは、令和５年６月２９日から７月１１日までの梅雨前線豪雨に伴い発生した平原地区の急傾斜地崩壊によるがけ崩れ災害緊急対策工事に係る受益者負担金であり、工事が完了し受益者負担額が確定したことから、４５万４，０００円の増額補正をするものです。

続きまして、１５、１６ページをお開きください。１５款国庫支出金、１項国庫負担金、３目災害復旧費国庫負担金、１節公共土木施設災害復旧費国庫負担金についてです。これは、令和５年６月２９日から７月１１日までの梅雨前線豪雨に伴い被災した市道や河川の公共土木施設の災害復旧工事が完了し、国庫負担金交付金の額が確定したことから、１，６３４万円の増額補正をするものです。続きまして、１５款国庫支出金、２項国庫補助金、５目土木費国庫補助金、１節道路橋りょう費国庫補助金についてです。これは、社会資本整備総合交付金及び道路交通安全施設等整備事業費補助金について、国の内示によって減額するもので、合計２，９１８万８，０００円を減額補正するものです。続きまして、１７、１８ページをお開きください。１６款県支出金、２項県補助金、６目土木費県補助金、２節河川費県補助金についてです。これは、先ほど説明させていただきました、平原地区の急傾斜地崩壊に係るがけ崩れ災害緊急対策工事について、国費が県補助金として充当されることから、３４０万６，０００円を増額補正するものです。次に、２１、２２ページをお開きください。２２款市債、１項市債、６目土木債、１節から４節までを御説明いたします。１節土木管理債は、県事業の急傾斜地崩壊

対策事業によるもので、10万円の減額、2節道路橋りょう債は、市が実施する道路や橋りょう等の補助金に関する事業及び県道の整備に係る負担金が減額となることから、1,870万円の減額をいたします。3節河川債の海岸環境整備事業債は、県事業の焼野海岸環境整備事業及び郡津布田海岸の老朽化対策事業によるもので、320万円の減額、治水対策事業債は、県事業の湯ノ峠地区の砂防事業及び河川の浚渫によるもので、330万円の減額、がけ崩れ対策事業債は、平原地区のがけ崩れ災害緊急対策工事によるもので、60万円の増額をいたします。4節港湾債は、県事業の小野田港港湾整備事業によるもので、3,650万円の減額といたします。続きまして、23、24ページをお開きください。

22款市債、1項市債、9目災害復旧債、3節公共土木施設災害復旧債です。これは、土木課が事業を行った災害復旧事業に係る市債の補正で、1,840万円の増額をいたします。それでは、歳入及び歳出の説明が終わりましたので、引き続きまして、繰越明許費に係る補正について御説明いたします。補正予算書の7ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、防災・安全交付金事業に係る繰越明許費についてです。これには、工事委託料が1件と工事請負費が3件ありまして、工事委託料につきましては、埴生地区の前場川の護岸を山口県が高潮対策事業として整備を進めていますが、その事業に影響する市道の道路改良を県に工事委託しています。このたび、県から、地元との調整に日数を要したことから適正な工期を確保するため、繰り越す旨の申出がありましたので、579万円を繰り越すこととしております。工事請負費の3件につきましては、市道くし山線と市道成松山川線と市道高泊千崎線となります。市道くし山線は、山口県が実施している県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて市道の拡幅及び歩道の設置を行うもので、令和5年度から事業実施しております。今年度の工事について、山口県と施工区分やスケジュールの調整を行い、5月以降の着手となったため、1,535万9,000円を繰り越すこととしております。市道成松山川線は、一丁田バス停のある交差点から厚狭新橋までの約400メートルを通学路安全対策事業で、令和2年度から実施している事

業です。今年度、事業用地を取得し、一部工事をする予定で予算措置をしていましたが、事業用地を取得し登記の完了ができたのが1月であったことから、適正な工期を確保するため、1,322万7,000円を繰り越すこととしております。市道高泊千崎線は、通学路安全対策事業として、路側帯の整備を継続して進めておりますが、このたびの施工箇所において、通行規制に影響のある地権者の特定と協議・調整に日数を要したことから、適正な工期を確保するため、前払い金を除く、457万9,000円を繰り越すこととしております。防災・安全交付金事業は、これらの繰越金額を合計して、3,895万5,000円となります。次に、道路更新防災等対策事業に係る繰越明許費についてです。これは、橋梁長寿命化に伴う橋梁補修事業で、工事請負費として、2件あります。一つは、下福田橋の補修工事で、この橋梁は2級河川前場川に架設しており、この橋梁の近くで、護岸が被災する河川災害が発生し、山口県が災害復旧事業を行う上で、スケジュールの調整を行い、県の災害復旧工事完了後の2月からの着工となることから、適正な工期を確保するため、前払い金を除く928万1,000円を繰り越すこととしております。もう1つは、金堀橋の補修工事で、この橋梁は、普通河川音丸川に架設しており、工事をする際、道路幅員が狭いため、通行止めの交通規制が必要となります。そのため、通行規制によって影響のある地権者の特定と調整に日数を要したことから、適正な工期を確保するため、376万2,000円を繰り越すこととしております。道路更新防災等対策事業は、これらの繰越金額を合計して1,304万3,000円となります。続きまして、8款土木費、3項河川費、河川整備事業に係る繰越明許費についてです。これは、普通河川境川の河川整備事業に伴う詳細設計業務委託であります。基本設計に基づき、護岸の形式や工事用道路の設定、工事方法などを実施に向けて決めていく業務ですが、関係者と協議を進めていく上で、設計の修正などが必要となり、現在も協議・調整を行っているところです。このため、適正な業務期間を確保するため、912万4,000円を繰り越すこととしております。長くなりましたが、説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいた

します。

藤岡修美分科会長 それでは引き続き、都市計画課所管部分について説明をお願いします。

高橋建設部次長兼都市計画課長 引き続きまして、都市計画課から説明いたします。補正予算書の25、26ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費、24節積立金、江汐公園施設整備基金積立金6万7,000円の増額につきましては、金融機関の利率の変動に伴うものです。次に41、42ページをお開きください。8款土木費、5項都市計画費について説明いたします。1目都市計画総務費、18節負担金、補助及び交付金、県事業負担金670万円の減額につきましては、山口県が公園通り周辺で実施しています都市計画道路新開作二軒屋線整備事業に関するものですが、地権者との補償交渉が難航し、予定していた用地買収を行うことができなかったことにより減額するものです。公共下水道事業負担金1,269万円の減額につきましては、下水道事業における落札減による委託料の減額及び決算を見込んだ動力費の減額によるものです。公共下水道事業補助金400万円の減額につきましては、下水道事業における決算を見込んだ企業債利息の減額によるものです。23節投資及び出資金、公共下水道事業出資金の1,022万円の減額につきましては、落札減による委託料の減額によるものです。2目緑地公園費、12節委託料、測量調査委託料の420万円の減額につきましては、糸根公園整備事業用地測量業務委託に関するもので、落札減に伴うものです。公園管理委託料の120万円の減額につきましては、竜王山公園環境美化業務委託の落札減に伴うものです。17節備品購入費、機械器具費212万7,000円の減額につきましては、須恵健康公園体育館照明器具の購入に関するもので、落札減に伴うものです。次に歳入について説明しますので19、20ページをお開きください。17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金基金運用収入769万8,000円の増額のうち、6万7,0

00円が都市計画課の所管分となりますが、金融機関の利率の変動に伴うものです。19款繰入金、1項基金繰入金、3目まちづくり魅力基金繰入金、1節まちづくり魅力基金繰入金908万9,000円の減額のうち、540万円が都市計画課の所管となりますが、公園管理委託料及び測量調査委託料の落札減に伴うものです。次の21、22ページをお開きください。22款市債、1項市債、6目土木債、5節都市計画債210万円の減額につきましては体育館照明器具購入の落札減によるものです。次の23、24ページをお開きください。都市計画道路整備事業債610万円の減額は、都市計画道路新開作二軒屋線整備事業の県事業負担金の減額に伴うものです。都市計画課からは以上です。

島津建築住宅課長 それでは、続きまして建築住宅課分を御説明します。補正予算書43、44ページをお開きください。ページの上段、8款6項1目住宅管理費、10節需用費の修繕料247万6,000円の減額につきましては、市営住宅4団地の水道メーターの交換に係る費用で、入札の結果、不用額が生じたので減額するものです。12節委託料のうち、設備保守委託料136万2,000円の減額の主なものは、消防用設備等の点検に係る委託料で、入札の結果、不用額が生じたので、減額するものです。耐震診断員派遣業務委託料66万6,000円の減額につきましては、当初予算で20件を予定しておりました耐震診断が、今年度は11件であったため、実績により減額するものです。14節工事請負費195万1,000円の減額につきましては、有帆団地A棟単独浄化槽解消・給水改修工事に係るもので、決算を見込み減額するものです。18節負担金、補助及び交付金の耐震診断・改修事業補助金24万2,000円の減額につきましては、申請のあった耐震改修に係る補助対象経費が約95万円であったため、補助交付額が75万8,000円となり、予算額の残額24万2,000円を減額するものです。次に2目住宅建設費、12節委託料の設計委託料は、叶松団地の建替に係る基本設計委託料で、決算を見込み392万円減額するものです。最後に14節工事請負費は、市営住宅建替整備事業の引っ越し先改修工事に係

るもので、改修戸数の減のほか、決算を見込み、991万1,000円を減額するものです。これら歳出の減額や決算を見込み、特定財源についても補正します。歳入について補正予算書の15、16ページを御覧ください。15款2項5目土木費国庫補助金、2節住宅費国庫補助金の社会資本整備総合交付金を707万6,000円減額、次のページ、17、18ページの16款2項6目土木費県補助金、1節住宅費県補助金の耐震診断・改修事業費を22万8,000円減額、23、24ページを御覧ください。22款1項6目土木債、6節住宅債の公営住宅整備事業債を260万円増額し、地方債補正として同額を増額しています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで暫時休憩いたします。

午前12時5分 休憩

午後1時 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。審査番号2、建設部所管部分について執行部の説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。補正予算書のページを追って、質疑を受けたいと思います。7ページ、まずは、繰越明許費補正、8款土木費、7ページ。

宮本政志委員 先ほど道路橋りょう費防災安全交付金事業の説明で、前場川の市の事業を県に任せたとおっしゃったよね。それで繰越しになったのが、市民との話合いか打合せかは分からないけど、それに時間を要したので期間がとおっしゃったけど、聞き間違いじゃないかな。まず合っていますか。

三塩土木課道路整備係長　こちらにつきましては、山口県が前場川周防高潮対策事業として工事を進めておられます。本市も道路の拡幅がございますので、それに合わせて、山口県に工事を発注していただいておりますけれども、通行規制に伴う河川全体の工事の通行規制に伴う、地元調整が不測の日数を要したということで県のほうから報告を受けております。

宮本政志委員　市がやる事業を県に任せて、市民への説明を県にさせたから市民との話合いに時間を少し要したのかと思ったけど、そういうわけではないんですね。

三塩土木課道路整備係長　そのとおりです。

矢田松夫委員　今の防災安全対策基金事業で、資料２－２の１２番です。市道成松山川線で用地買収の日数を要したということを逆に言えば、用地買収は完了したということでいいんですかね。

三塩土木課道路整備係長　今年度の成松山川線に係る用地買収につきましては、合意形成を図れましたので取得を行っております。

矢田松夫委員　完了したんですかね。

三塩土木課道路整備係長　登記まで完了しております。

藤岡修美分科会長　ほかに。地方債補正、９ページ、崖崩れ対策事業債と公共土木施設災害復旧事業債はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）１３ページ、歳入です。１３款１項分担金の土木費分担金はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が１５ページの国庫負担国庫支出金。土木費国庫補助金、１５ページはいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次は１７の県支出金、土木費県補助金はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）１９ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）２１ページ、

市債土木債、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次は災害復旧債、
22款1項9目はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳出、25ページ
の財産管理費、積立金いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）39
ページ8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費はいいいですか。（「なし」
と呼ぶ者あり）2項道路橋りょう費はいいいですか。（「なし」と呼
ぶ者あり）3項河川費、河川管理費。40ページはいいいですか。（「なし」
と呼ぶ者あり）次は41ページの砂防費、それから、4項港湾費、
港湾管理費はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）5項の都市計画費
はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）6項住宅費、2目住宅建設費、
43、44ページ。

中村博行委員 44ページ上のほうの耐震診断員派遣業務委託料で、20件の
予定が11件となっておりますけども、PRの仕方に新たな工夫はされ
ましたか。

島津建築住宅課長 不動産をお持ちの方全員に、納税通知書を送付するときに、
パンフレットを同封したり、広報紙、それから市のSNSに投稿したり
すること以外に、市役所の1階にありますデジタルサイネージにも表示
をするようにしております。あとは、山陽総合事務所で展示を行うこと
もやっております。

矢田松夫委員 今の12節と14節は、これは関連性があるんですかね。44
ページの12節の委託料で、叶松団地の設計委託料と言われたんですね。
その14節は、それに伴って引っ越し先の工事をされるのか、関連性が
あるかないのかということです。

島津建築住宅課長 もちろん建て替えに係る事業の中での改修工事ですから、
関連はしております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）４７、４８ページ、災害復旧費はいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。それでは、審査番号３、農業委員会所管部分について執行部の説明を求めます。

伊與木農業委員会事務局長　それでは令和６年度山陽小野田市一般会計補正予算（第８回）の農業委員会分について、説明いたします。歳入及び歳出とも決算を見込んだ補正でございます。最初に、歳出のほうから説明いたします。補正予算書の３７ページ、３８ページを御覧ください。６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費につきましては、補正前の額５，３７３万８，０００円を３０１万８，０００円減額し、補正後の額を５，０７２万円とするものであります。内容は、１節報酬の委員報酬を３０１万８，０００円減額するものです。これは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬でございますが、その報酬には毎月支払われます定額の基本給と、年１回支払われます委員の活動に応じた能率給がございます。今回の減額補正は、後者の能率給の減額であります。これは、本年度の能率給の内示額が示されたことによるものです。続きまして、歳入について説明いたします。補正予算書の１７ページ、１８ページを御覧ください。１６款県支出金、１項県負担金、３目農林水産業費県負担金で、補正前の額１，０７２万３，０００円を３０１万８，０００円減額し、補正後の額を７７０万５，０００円とするものでございます。全額充当の補助事業でございますので、歳出と同額の減額となっております。説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願いたします。

藤岡修美分科会長　執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。今開いておられると思いますが、１７、１８ページで。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは３７、３８ページ。

恒松恵子副分科会長　農業委員会費の減額でございますが、やはり能率給と同じでしたけれども、振興に関して思ったように成果が出なかったとか、

事務局としてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

伊與木農業委員会事務局長 成果もございますが、活動というところが大きくて、その活動の成果となろうかとは思いますが。これが目標に対しての活動をたくさんしておっても、実際報告して国のほうで一括して交付額が決定されるというところになりますので、全てが反映されるというわけではないかなと思っております。

矢田松夫委員 今の回答ではよく分からない。結局は月に一度出すようになっている活動報告は出さなかったのか、あるいは当初の予算との開きがあったから減額したのかどちらですかね。とにかく能率給だから活動がなかったというふうに見えていいんかね。今のをもう少し詳しく言ってください。

伊與木農業委員会事務局長 活動といたしましては、活動記録は毎月、全委員が出していっぱいあります。農業委員会といたしましては、一月に平均10日という目標がありますが、若干、今年度も、それを下回っております。実際一番近い昨年度の実績で言っても、一月9.3日というところとなっております。

矢田松夫委員 失礼な言い方ですが、タブレットを皆使いこなすんですかね。

伊與木農業委員会事務局長 ほとんどの委員は、きちんと使ってもらっています。中には、時々使い方が分からないということで、委員会のほうにお越しになられたり、電話でお問合せをされる方もいらっしゃいます。こちらのほうから、きちんと使い方等を申し上げて使っていただくようにはしております。

矢田松夫委員 ペーパーじゃなくて、タブレットで活動報告しなさいということだったんですが、そういうことでいいんですかね。それがほとんどの

方が使えるけど、そうでない人はペーパーで出すとか、あるいは口頭で伝えるとか、それが9.3日だとかいう理解でいいんですか。

伊與木農業委員会事務局長 活動記録報告自体は紙ベースで出していただいております。それが今までは全部出していただいております。中には活動報告ではなくて、活動自体をタブレットを用いてされる方もいらっしゃいます。

宮本政志委員 これは301万8,000円の補正減です。活動が月10日と言われたよね。これ1年間でしょう。ならば、月の活動10日を全農業委員の方が1年間全部クリアしたら、補正減はゼロだったということですか。減の意味がよく分からないんですよ。

伊與木農業委員会事務局長 もともとの当初予算額が令和4年度時点の決算額を用いて立てられたものかと思っております。そのときに比べると、令和4年度が約780万円の歳入がございますので、それをもとに、この部分だけで言いますと800万円という予算を立ててございます。それに対しての歳入減ということで、このたび300万円のマイナス補正とさせていただいています。

宮本政志委員 いや、予算が幾らでどうこうではなくて、さっき活動が月10日に決まっていますと説明されたよね。つまり農業委員の何人が10日に満たない部分があったから、301万8,000円補正減で出てきたと取ったけども、この300万円減になった能率給の定義は何なのか。月に10回活動すればいいんですか。

伊與木農業委員会事務局長 能率給自体は、すみません、ちょっとお時間を頂けますか。（「はい」と呼ぶ者あり）まずこの交付金の割合が7対3に分かれておりまして、委員の活動成果払いが7割に当たります。残りの3割が委員会への成果払いというふうになっております。先ほどから申

し上げている委員の活動払いは、7割の中の7割、49%に当たるところになります。一番比重が大きなところになりますので、そういった説明をさせていただいたわけなんですけども、活動日数が7割のうちの7割、49%を占める交付金の交付額の決定に対してです。あと、7割のうちの残りの3割は担い手への集積目標等というのがありまして、最初に立てる集積に対しての目標とか、遊休農地の解消とか、それぞれ三つ事業があります。それぞれの目標に対しての実績が7割のうちの3割となります。7割のうちの、先ほど申し上げた7割が委員の活動というふうになっています。

宮本政志委員 それをさっきの説明では農業委員会のほうで、その活動成果目標みたいなものを決めているけど、それで国に申請したら国のほうからは少し削られたということは、どういうことですか。国のほうの成果評価は高いってことですか。

伊與木農業委員会事務局長 この国の評価を今年は確認してなくて申し訳ないですが、昨年度は県のほうにも実際にどういうふうに算定してあるのか問い合せてみたところ、県も分からないそうです。国のほうが決められているということになります。この交付金は相対評価になっており、実際にこちらがどれだけ出したということに関して、ほかの市がどのようになっているかも分からないので、その辺りが大変申し訳ないんですけども、うちがこれだけやったからこれだけもらえますっていうのがないところになります。

宮本政志委員 そうしたら、今度こういう議案説明のときは気をつけないと、平たく言ったら、農業委員の人たちは仕事をしていないんかなと。成果が出ないから、これだけ減ったのかと受け取る人も中にはいると思う。いろいろ知っていて、よくやっていると思います。だから国が勝手に、理由もなく減らすって——これは国のことやけど、しっかり農業委員の人たちは成果を出すために、あるいは成果を出しているのか資料で出し

てもらわないと僕らは分からない。ただ成果が出ないから301万8,000円の減になったと考えるよね。ということは、農業委員の人は仕事をしていないという、うがった見方がされるケースもあるから、その辺りは、こういう議案審査のときは、資料なり説明なりしてほしいなと思った。今後、特に新年度気をつけてね。

伊與木農業委員会事務局長 ありがとうございます。分かりました。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。以上で質疑を終わります。それでは一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を散会いたします。

午後1時28分 散会

令和7年（2025年）2月25日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美